

京都市交通局契約事務暴力団等排除対策要綱

制定 平成24年9月28日

改正 令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に定めるもののほか、京都市交通局（以下「局」という。）の契約に係る事務に対する暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による暴力、脅迫及びこれらに類する手段（以下「暴力的手段」という。）の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）を排除し、業務の円滑な執行を図るための対策について定めるものとする。

(競争入札参加資格の取消等)

第2条 管理者は、暴力団排除の措置を講じるための連携に関する協定書第4条第2項若しくは同条第3項の規定による回答又は同協定書第5条第2項の規定による通知（以下「回答等」という。）により、京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第3条に規定する一般競争入札参加資格審査申請書又は規程第23条に規定する指名競争入札参加資格審査申請書を提出した者（以下「資格審査申請者」という。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「排除対象者」という。）に該当するものと認められるときは、規程第4条第1項に規定する一般競争入札に参加する資格の審査及び規程第24条第1項に規定する指名競争入札に参加する資格の審査（以下「競争入札参加資格審査」という。）において、それぞれ資格を承認しないものとする。

2 管理者は、回答等により、規程第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載された者（以下「競争入札有資格者」という。）が排除対象者に該当するものと認められるときは、当該競争入札有資格者について競争入札に参加する資格の承認を取り消し、有資格者名簿から削除するものとする。

(契約の解除等)

第3条 管理者は、回答等により、契約の相手方が排除対象者に該当するものと認められるときは、契約を解除することができるものとする。

2 管理者は、契約を締結しようとするときは、契約の相手方から暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）を排除するため、当該契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理者は、契約の相手方が排除対象者に該当するときは、契約を解除することができる旨

(2) 契約の相手方は、排除対象者に該当するときは、管理者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約代金額の10分の1に相当する額の違約金を管理者の指定する期間内に支払わなければならない旨

(契約変更等)

第4条 管理者は、回答等により、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあると認められるときは、契約の相手方と協議のうえ、履行期限を延長し、又は履行の内容を変更その他の契約の内容の変更を伴う方法（以下「契約変更等」という。）により対処するものとする。

(契約の相手方の遵守事項等)

第5条 管理者は、契約を締結しようとするときは、契約の相手方に対する暴力団等による不当介入を排除するため、次に掲げる事項について約定するものとする。

(1) 契約の相手方は、暴力団等による不当介入があったときは、これを拒否するとともに、速やかに管理者及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならないこと。

(2) 契約の相手方は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに管理者に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならないこと。

(3) 管理者及び契約の相手方は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができること。

(関係課の連絡調整等)

第6条 企画総務部総務課長は、暴力団等による不当介入を排除するため、必要があるときは、会議の招集その他の方法により暴力団等による不当介入の対象となった契約に係る予算又は事務を所管する課、事業所その他の所属（以下「事業担当課等」という。）長その他関係職員との情報の交換、対策の検討その他の連絡調整を行うものとする。

2 企画総務部総務課（以下「総務課」という。）は、暴力団等による不当介入に対処するため、次に掲げる事務を行う。

(1) 第2条第1項の規定により競争入札参加資格審査において資格を承認しないこと。

(2) 第2条第2項の規定により有資格者名簿から削除すること。

(3) 総務課において締結した契約（以下「総務課契約」という。）について事業担当課等から要請を受けた場合において、第3条第1項の規定により契約を解除すること。

- (4) 総務課契約について事業担当課等から要請を受けた場合において、第4条の規定により契約変更等の対処を行うこと。
 - (5) 事業担当課等の職員に対し、契約の解除、履行期限の延長その他の不当介入への対策について指導又は助言を行うこと。
 - (6) 事業担当課等その他の総務課以外の所属が暴力団等による不当介入を排除するために行う指示に契約の相手方等が従わない場合において、当該契約の相手方等が競争入札有資格者であるときは、その者に対して指示に従うよう指導すること。
 - (7) その他第1条に掲げる趣旨を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 事業担当課等は、暴力団等による不当介入に対処するため、次に掲げる事務を行う。
- (1) 第3条第1項の規定により事業担当課等において締結した契約(以下「原課契約」という。)を解除すること。
 - (2) 総務課に対して、第3条第1項の規定による総務課契約の解除を要請すること。
 - (3) 第4条の規定により原課契約について契約変更等の対処を行うこと。
 - (4) 総務課に対して、第4条の規定による総務課契約について契約変更等の対処を要請すること。
 - (5) 契約の相手方に対し、第5条の規定により約定した報告書の提出その他の事項を遵守するよう指導すること。
 - (6) 前各号のほか暴力団等による不当介入への対処に関すること。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。